

東京女子医科大学病院 患者の権利と責務

<患者の権利>

【1. 良質な医療を受ける権利】

身体的、言語的、文化的違いに関わらず、平等に良質な医療を受けることができます。

【2. 選択の自由の権利】

納得して治療をうけられるよう、他施設の医師に意見(セカンドオピニオン)を求めることができます。

【3. 自己決定の権利】

十分な説明と情報提供を受けたうえで、検査、治療、手術などを自らの意思で決めることができます。

【4. 情報に対する権利】

病状、検査、治療、手術、見通しなどについて、理解しやすい言葉や方法で、納得できるまで説明を受けることができます。また、ご自身の診療記録の情報開示を求めることができます。

【5. 守秘義務に対する権利】

プライバシーは尊重され、個人情報保護されます。

【6. 健康教育を受ける権利】

疾病の予防および早期発見などの健康教育を受けることができます。

【7. 尊厳に対する権利】

だれもが、一人の人間として、いかなる状況においてもその人格や価値観が尊重されます。

【8. 宗教的支援に対する権利】

精神的および宗教的な慣習について配慮を受けることができます。

<患者の責務>

【1. 情報の提供】

良質な医療を実現するために、ご自身の健康に関する情報をできる限り正確にお伝えください。誤認防止のために、氏名(フルネーム)および生年月日をお伝えください。

【2. 規則の順守】

快適な環境で医療をうけられるよう、社会的ルールを遵守し、病院内の規則や病院職員の指示を守ってください。

【3. 迷惑行為の禁止】

病院職員に対し、暴力、暴言、セクハラ、診療の妨げとなる行為はお控えください。
(遵守いただけない場合は、当院での診療をお断りさせていただく場合があります)

【4. 医療行為への参加】

医療は医療者との協同行為ですので、医療に参加し協力してください。ご自身の病気や治療で不安や疑問があればお伝えください。

【5. 教育への協力】

当院は教育・研究機関です。医学生や看護学生などの研修・実習・見学にご理解、ご協力ください。
(学生の参加にご賛同いただけない場合は、職員までお申し出ください)